

対象となる人は  
申請を

## 弘前市物価高騰支援臨時調整給付金



令和6年度分市民税・県民税および令和6年分所得税において定額減税が実施されます。その中で、定額減税しきれないと見込まれる人へ、差額を給付金として支給します。

▼**対象者** 定額減税対象者で、納税義務者本人および控除対象配偶者を含む扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分市民税・県民税所得割額を上回る（減税しきれない）人。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

### ▼定額減税可能額

◎所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

◎市民税・県民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

▼**減税対象人数** 納税義務者本人と控除対象配偶者および扶養親族（16歳未満扶養親族含む）

※控除対象配偶者および扶養親族は、国外居住者を除く。

▼**支給額** ①・②の合計額（1万円単位で切り上げ）

① = 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額

② = 市民税・県民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度分市民税・県民税所得割額

※①・②ともにマイナスの場合は0となります。

▼**申請方法** 対象となる人には、7月中旬に確認書を発送予定です。お手元に届き次第、オンライン申請または郵送申請で手続きしてください。

※受け付け後、順次支給予定。

■**問い合わせ先** 弘前市物価高騰支援臨時調整給付金コールセンター（☎0120-11-3326、午前8時30分～午後8時〈土・日曜日、祝日を含む〉、令和6年11月29日〈金〉まで開設）

もしものために  
登録を

## 「避難行動要支援者名簿」を作成しています

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする高齢者や障がい者などを「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

▼**対象** 市内に住む在宅の人で、次の条件に該当し、避難に手助けを必要とする人（長期間施設に入所している人や入院している人を除く）

① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人（同じ世帯の他の人が75歳未満であっても要支援者である場合はこれに含む）

② 身体障害者手帳1～3級を持っている人

③ 愛護手帳（療育手帳）のA判定を持っている人

④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人

⑤ 要介護の区分が、要介護3～5の人

⑥ その他、避難行動に支援を必要とする人（難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる人など）

※一度登録した人は、登録内容に変更がない限り再登録は不要です。

▼**申請方法** 新規登録は、随時受け付けています。登録を希望する人は、名簿登録申請書に必要な事項を記入の上、福祉総務課（市役所1階）へ郵送または持参してください。

※申請書は福祉総務課で配布しているほか、市ホームページに掲載しています／代理人による記入申請も受け付けします／民生委員・児童委員が訪問した際に名簿登録申請書を記入した場合は、民生委員・児童委員による代理申請として受け付けします。

▼**市から名簿を提供する団体（避難支援等関係者）**

(1) 弘前地区消防事務組合消防本部

(2) 弘前警察署

(3) 民生委員・児童委員

(4) 弘前市社会福祉協議会

(5) 町会

(6) 自主防災組織

(7) 福祉事業者

(8) その他避難支援等の

実施に携わる関係者

※(4)～(8)は団体が希望

した場合に提供します。

■**問い合わせ・申請先** 福祉総務課総務係（〒036-8551、上白銀町1の1、☎40-7037）



希望する人は  
相談を

## 「弘前市産後ケア事業」を開始します

市では、出産後に安心して子育てができるよう、宿泊や日帰りでの通所、自宅訪問による心身のケアや育児サポートを行う「弘前市産後ケア事業」を7月1日（月）から開始します。

▼**対象** 市内に在住する、出産後1年未満の母親とその乳児で、家族等の援助がなく、心身の不調等があり支援が必要な人（医療行為が必要な人や感染症状がある人を除く）

▼**内容** 母親の休養、乳児の健康状態チェック、育児相談、沐浴（もくよく）指導など

※託児や保育、家事のサービスではありません。

▼**種別と利用時間** 短期入所型…午前10時ごろ～翌日正午／通所型（1日）…6時間／通所型（短時間）…3時間／訪問型…2時間程度

### ▼利用料（1回〈日〉あたり）

種別	利用料	多胎児加算 <sup>(◆)</sup>
短期入所	2,500円	500円
通所（1日）	1,500円	300円
通所（短時間）・訪問	500円	100円

(◆) …2人目以降1人につき加算。

※市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料（多胎児加算含む）／別途食事代は自己負担／利用上限は通算7回まで。

▼**申し込み方法** 事前に、電話で相談を。市と面談・申請手続きを行います。詳細は市ホームページで確認を。



■**問い合わせ・申請先** 市こども家庭センター（☎37-1323）

給付金を  
支給します

## 令和6年度住民税において 新たに非課税等になる皆さんへ

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和6年度に新たに対象となる世帯に給付金を支給します。

### 【弘前市生活支援臨時給付金】

▼**支給額** 1世帯あたり10万円

▼**対象世帯** 令和6年6月3日時点で、市に住民登録があり、全員が次の人で構成される世帯

・令和6年度「住民税均等割非課税者」

・令和6年度「住民税均等割のみ課税者」

・令和6年度「住民税均等割のみ課税者」と「住民税均等割非課税者」

※**注意…次の人は対象となりません。**

◎令和5年度弘前市物価高騰緊急支援給付金（住民税均等割非課税世帯 = 8万円）を受給した世帯

◎令和5年度弘前市生活支援臨時給付金（住民税均等割のみ課税世帯 = 10万円）を受給した世帯

※未申請世帯や受給を辞退した世帯も含む。

◎住民税均等割が課税されている人に、世帯全員が扶養されている場合（市外に住んでいる課税者に扶養されている場合も含む。例…市外の親に扶養されている大学生等）

▼**手続き方法** 対象と思われる世帯に、赤が基調の封筒で確認書を7月上旬に送付します。内容を確認の上、同封の返信用封筒で9月25日（水・消印有効）までに返送してください。

※市が確認書を受理した日から約3週間後に振り

込みとなりますが、書類に不備がある場合は、振り込みまで時間を要することがあります。

対象と思われるのに書類が届かない場合や、令和6年1月2日から6月2日までの間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、確定申告の修正により住民税が非課税または均等割のみ課税となった場合は、ご相談ください。

### 【子育て世帯生活支援臨時給付金】

▼**支給額** 18歳以下の児童1人につき5万円

▼**対象世帯** 令和6年6月3日時点で、市に住民登録があり、令和6年度「弘前市生活支援臨時給付金」の対象世帯のうち以下の場合

・平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童がいる世帯

・令和6年6月4日以降に生まれた新生児または別世帯だが税法上等の扶養をしている児童がいる世帯

▼**手続き方法** 支給対象世帯に該当した場合、確認書等を返送することで手続きは完了します。

※支給は、弘前市生活支援臨時給付金

に上乗せして同じ口座に振り込みます。

給付金の概要は、市ホームページに

掲載しています。

■**問い合わせ・申請先** 生活福祉課物価高騰緊急支援給付金担当（市役所1階、☎40-0460）

